

入札の公告

オホーツク財団 告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成28年2月22日

公益財団法人オホーツク地域振興機構

理事長 水谷 洋一

1. 入札に付す事項

(1) 契約の名称

オホーツク圏地域食品加工技術センター
恒温恒湿設備保守点検業務

(2) 契約の仕様等

業務処理要領による

(3) 契約期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(4) 契約実施場所

公益財団法人オホーツク地域振興機構 オホーツク圏地域食品加工技術センター
北見市大正353番地19

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 財団契約規則第4条1項に規定する一般競争入札の資格を有すること。
- (2) 財団契約規則第4条2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) オホーツク総合振興局管内に本店、支店（営業所）を有すること。
- (4) 入札公告に基づいて関係書類を提出期限までに提出した者で、その内容等を踏まえ、本業務を確実に履行できると判断した者であること。

3. 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成28年2月22日（月）から平成28年3月4日（金）
17時30分までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先 公益財団法人オホーツク地域振興機構 北見市大正353番地19
電話番号0157-36-0680

※提出書類は持参又は送付するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

- ア 申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書
- イ 営業概要書並びに前年の納入実績の概要を記載した書面
- ウ 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表
- エ 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類
- オ 納税証明書を添付

(3) 審査結果

審査結果を申請者に通知する。

4. 契約条項を示す場所

公益財団法人オホーツク地域振興機構 北見市大正353番地19

5. 現場説明の場所及び日時

- (1) 現場説明場所 公益財団法人オホーツク地域振興機構 北見市大正353番地19
- (2) 現場説明日時 平成28年3月22日(火) 午前11時30分

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 公益財団法人オホーツク地域振興機構 北見市大正353番地19
- (2) 入札日時 平成28年3月28日(月) 午前11時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7. 入札保証金

入札に参加する者は、一般競争入札執行前に入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納入しなければならない。ただし財団契約規則第7条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8. 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財団契約規則第30条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

9. 送付による入札の可否

認めない。

10. 落札者の決定方法

- (1) 財団契約規則第9条の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。
- (2) 開札結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行う。また、再度入札によって落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する場合があります。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11. 契約書作成の要否

要

12. その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第11条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額の記載方法

恒温恒湿設備保守点検業務に要する単位を積算した年総額に消費税及び地方消費税抜きの価格相当額を記載すること。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年総額の契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。